

# 社会福祉法人凌雲福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 軽費老人ホームの経営
- (イ) 特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 老人デイサービス事業の経営
- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (エ) 老人短期入所生活介護事業の経営
- (オ) 相談支援事業の経営
- (カ) 一般相談支援事業の経営
- (キ) 特定相談支援事業の経営
- (ク) 障害福祉サービス事業の経営
- (ケ) 移動支援事業の経営
- (コ) 福祉ホームの経営
- (サ) 地域活動支援センターの経営
- (シ) 障害児通所支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人凌雲福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県板野郡藍住町矢上字安任 156 番地の 1 に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評

議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員に対して、評議員1人あたりの各年度の額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算書
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (8) 定款の変更
- (9) 合併の承認
- (10) 解散
- (11) 残余財産の処分
- (12) 基本財産の処分
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(15) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告することができる。

(開 催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

4 第 1 項の規程において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第 1 項の規程にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) 合併の承認

(5) その他法令で定められた事項

6 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

7 第 1 項及び第 5 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く

- (1) 理事 6 名
  - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
  - 3 理事のうち 1 名を常務理事とする。
  - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行す

る。

- 4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があるときは、評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、1人あたりの各年度の額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(職 員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 役員等の損害賠償責任の免除

(責任の免除)

第 26 条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 27 条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10,000 円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が、この法人の常務理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種



とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 42 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第 34 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の場合には、徳島県知事の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### (事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時評議員会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業の経営
- (2) 訪問入浴介護事業の経営
- (3) 居宅介護支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた剰余金は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第9章 解散及び合併

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第46条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。

## 第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

## 第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、社会福祉法人凌雲福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第 49 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	稲次 正敬
理 事	稲次 美津子
〃	多田 大次郎
〃	小倉 巖
〃	森 舜次
〃	宮本 武文
監 事	藤井 和治
〃	森 孝義
評議員	稲次 正敬
〃	稲次 美津子

” 多田 大次郎  
” 小倉 巖  
” 森 舜次  
” 宮本 武文  
” 高橋 晃郎  
” 伊藤 文夫  
” 山本 きみ子  
” 秋山 郁恵  
” 青木 重子  
” 中内 正夫  
” 安川 定男

この定款は平成9年8月20日より施行する。  
この定款は平成10年10月1日より施行する。  
この定款は平成12年4月1日より施行する。  
この定款は平成14年4月1日より施行する。  
この定款は平成15年4月1日より施行する。  
この定款は平成15年6月1日より施行する。  
この定款は平成16年4月1日より施行する。  
この定款は平成17年7月1日より施行する。  
この定款は平成18年10月1日より施行する。  
この定款は平成19年4月1日より施行する。  
この定款は平成20年3月1日より施行する。  
この定款は平成23年4月1日より施行する。  
この定款は平成23年9月1日より施行する。  
この定款は平成24年2月1日より施行する。  
この定款は平成24年4月1日より施行する。  
この定款は平成26年4月1日より施行する。  
この定款は平成27年4月1日より施行する。  
この定款は平成28年4月1日より施行する。  
この定款は平成29年4月1日より施行する。

別表（定款第 33 条 2 項関係）

基本財産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 預金 金 1,000,000 円
- (2) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 156 番地の 1 所在の  
鉄骨造陸屋根鋼板葺 4 階建  
ケアハウスサンガーデン凌雲  
障がい者デイセンター凌雲  
養護所 1 棟 (2,960.18 平方メートル)  
プロパン庫 (14.56 平方メートル)
- (3) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 156 番地の 1 所在の  
ケアハウスサンガーデン凌雲  
障がい者デイセンター凌雲  
敷 地 (1,904.00 平方メートル)
- (4) 徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田 98 番地の 20 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板葺 3 階建  
生活支援ハウス藍  
養護所 1 棟 (940.50 平方メートル)  
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建  
ポンプ室 (8.00 平方メートル)
- (5) 徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田 98 番地の 20 所在の  
生活支援ハウス藍  
敷 地 (619.28 平方メートル)
- (6) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 56 番地の 5 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建  
就労支援センターハーモニー  
障害者支援施設 1 棟 (568.50 平方メートル)
- (7) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 5 6 番地の 5 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建  
福祉ホームリズム  
養護所 1 棟 (757.30 平方メートル)
- (8) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 56 番地の 5 所在の  
就労支援センターハーモニー・福祉ホームリズム  
敷 地 (1881.91 平方メートル)

- (9) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 175 番地の 1 所在の  
鉄骨造スレート葺 2 階建  
小規模多機能ホーム第 2 藍  
養護所 1 棟 (158.45 平方メートル)
- (10) 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 175 番地の 1 所在の  
小規模多機能ホーム第 2 藍  
敷 地 (443.79 平方メートル)
- (11) 徳島県徳島市津田町三丁目 1124 番地の 156 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建  
在宅ケア支援センター凌雲津田  
事務所 (140.95 平方メートル)
- (12) 徳島県板野郡藍住町富吉字穂実 66 番地の 3 所在の  
鉄骨造陸屋根 3 階建  
特別養護老人ホーム藍寿苑  
特別養護老人ホーム (4016.73 平方メートル)
- (13) 徳島県板野郡藍住町富吉字穂実 69 番地の 2 所在の  
特別養護老人ホーム藍寿苑  
敷 地 (4467.99 平方メートル)